

第6回
地域力創造推進に関する研究会
資料

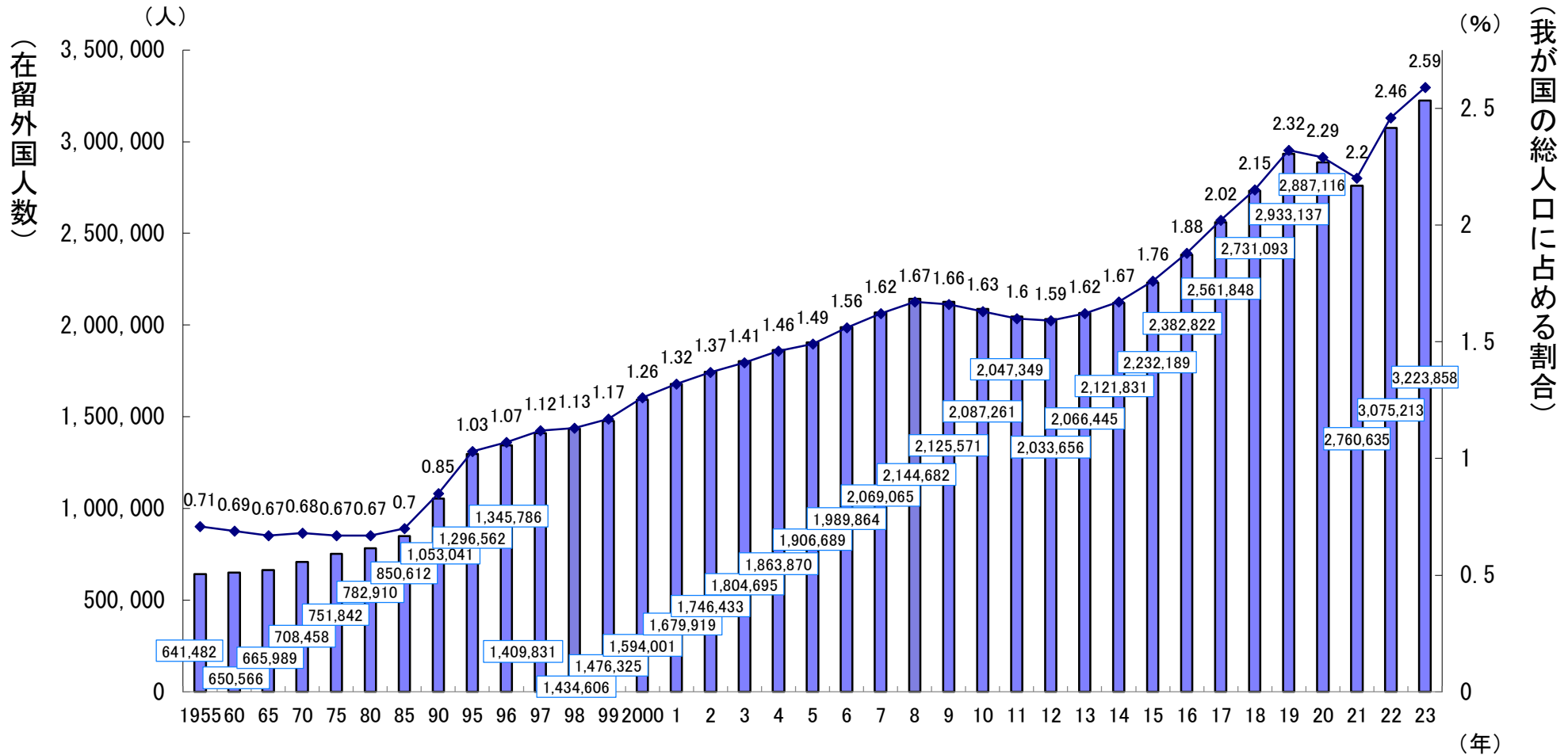
令和5年11月29日
自治行政局国際室

1 多文化共生の推進	
○在留外国人の状況	3
○外国人労働者の受入れ	8
○地域における多文化共生施策の推進	11
○災害時における外国人への支援	15
2 JETプログラムを通じた地域活性化	20

1 多文化共生の推進

在留外国人数の推移

○ 在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加し、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じたものの、2013年から再び増加傾向となった。2020年に新型コロナウイルス感染拡大の影響により再び減少に転じたが、2022年には再び増加し、2023年6月時点において322万人となり過去最高を更新した。



(注1)「在留外国人数」は、各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。(※2023年については「在留外国人数」は6月現在、「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による4月確定値による)

(注2)昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

都道府県別外国人人口の状況（2017年度と2022年度の比較）

○ 我が国全体として外国人人口は20%増加し、外国人割合も2.0%から2.5%に高まっている。

(単位:人)

都道府県	全人口 (2018. 1. 1)	外国人人口 (2017.12. 31)		全人口 (2023. 1. 1)		外国人人口 (2022.12. 31)		増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)	都道府県	全人口 (2018. 1. 1)	外国人人口 (2017.12. 31)		全人口 (2023. 1. 1)		外国人人口 (2022.12. 31)		増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
		(A)	割合	(B)	割合	(A)	割合					(B)	割合						
北海道	5,339,539	32,408	0.6%	5,139,913	45,491	0.9%	13,083	40.4%	滋賀県	1,419,635	27,375	1.9%	1,413,989	37,350	2.6%	9,975	36.4%		
青森県	1,308,707	5,121	0.4%	1,225,497	6,702	0.5%	1,581	30.9%	京都府	2,563,152	57,639	2.2%	2,501,269	68,443	2.7%	10,804	18.7%		
岩手県	1,264,329	6,627	0.5%	1,189,670	8,374	0.7%	1,747	26.4%	大阪府	8,856,444	228,474	2.6%	8,784,421	272,449	3.1%	43,975	19.2%		
宮城県	2,312,080	20,405	0.9%	2,257,472	24,568	1.1%	4,163	20.4%	兵庫県	5,589,708	105,613	1.9%	5,459,867	123,125	2.3%	17,512	16.6%		
秋田県	1,015,057	3,793	0.4%	941,021	4,589	0.5%	796	21.0%	奈良県	1,371,700	11,921	0.9%	1,325,385	15,590	1.2%	3,669	30.8%		
山形県	1,106,984	6,723	0.6%	1,042,396	8,162	0.8%	1,439	21.4%	和歌山県	975,074	6,407	0.7%	924,469	8,006	0.9%	1,599	25.0%		
福島県	1,919,680	12,977	0.7%	1,818,581	15,858	0.9%	2,881	22.2%	鳥取県	570,824	4,385	0.8%	546,558	5,020	0.9%	635	14.5%		
茨城県	2,951,087	63,491	2.2%	2,879,808	81,478	2.8%	17,987	28.3%	島根県	691,225	8,041	1.2%	658,809	9,889	1.5%	1,848	23.0%		
栃木県	1,985,738	39,896	2.0%	1,929,434	45,918	2.4%	6,022	15.1%	岡山県	1,920,619	25,944	1.4%	1,865,478	32,042	1.7%	6,098	23.5%		
群馬県	1,990,584	55,137	2.8%	1,930,976	66,963	3.5%	11,826	21.4%	広島県	2,848,846	49,068	1.7%	2,770,623	56,068	2.0%	7,000	14.3%		
埼玉県	7,363,011	167,245	2.3%	7,381,035	212,624	2.9%	45,379	27.1%	山口県	1,396,197	15,566	1.1%	1,326,218	17,394	1.3%	1,828	11.7%		
千葉県	6,298,992	146,318	2.3%	6,310,075	182,189	2.9%	35,871	24.5%	徳島県	757,377	5,639	0.7%	718,879	7,009	1.0%	1,370	24.3%		
東京都	13,637,346	537,502	3.9%	13,841,665	596,148	4.3%	58,646	10.9%	香川県	993,205	11,636	1.2%	956,787	15,078	1.6%	3,442	29.6%		
神奈川県	9,171,274	204,487	2.2%	9,212,003	245,790	2.7%	41,303	20.2%	愛媛県	1,394,339	11,745	0.8%	1,327,185	13,742	1.0%	1,997	17.0%		
新潟県	2,281,291	15,859	0.7%	2,163,908	19,107	0.9%	3,248	20.5%	高知県	725,289	4,332	0.6%	684,964	5,341	0.8%	1,009	23.3%		
富山県	1,069,512	16,948	1.6%	1,028,440	20,175	2.0%	3,227	19.0%	福岡県	5,130,773	72,039	1.4%	5,104,921	89,518	1.8%	17,479	24.3%		
石川県	1,150,398	13,877	1.2%	1,117,303	17,161	1.5%	3,284	23.7%	佐賀県	833,272	5,755	0.7%	806,877	7,919	1.0%	2,164	37.6%		
福井県	790,758	13,842	1.8%	759,777	16,720	2.2%	2,878	20.8%	長崎県	1,379,003	10,218	0.7%	1,306,060	11,214	0.9%	996	9.7%		
山梨県	838,823	15,636	1.9%	812,615	19,982	2.5%	4,346	27.8%	熊本県	1,789,184	13,582	0.8%	1,737,946	20,660	1.2%	7,078	52.1%		
長野県	2,114,140	34,142	1.6%	2,043,798	39,248	1.9%	5,106	15.0%	大分県	1,169,158	12,023	1.0%	1,123,525	15,541	1.4%	3,518	29.3%		
岐阜県	2,054,349	51,029	2.5%	1,982,294	62,710	3.2%	11,681	22.9%	宮崎県	1,112,008	5,783	0.5%	1,068,838	8,309	0.8%	2,526	43.7%		
静岡県	3,743,015	85,998	2.3%	3,633,773	106,345	2.9%	20,347	23.7%	鹿児島県	1,655,888	9,101	0.5%	1,591,699	13,975	0.9%	4,874	53.6%		
愛知県	7,551,840	242,978	3.2%	7,512,703	286,604	3.8%	43,626	18.0%	沖縄県	1,471,536	15,847	1.1%	1,485,526	21,792	1.5%	5,945	37.5%		
三重県	1,834,269	49,178	2.7%	1,772,427	58,974	3.3%	9,796	19.9%	全国合計	127,707,259	2,561,848	2.0%	125,416,877	3,075,213	2.5%	513,365	20.0%		

※全人口は住民基本台帳、外国人人口は在留外国人統計に基づくもの。

※全国平均を超える増加率を黄色で着色している(なお、増加率の全国合計欄の数値は全国平均値)。

※外国人人口の全国合計には、都道府県が「未定・不詳」である人数(2017:2,098人、2022:7,859人)を含む。

地方公共団体の人口に占める外国人人口の割合（上位20市区町村）

○人口に占める外国人割合上位20市区町村

順位	都道府県	自治体名	全人口 (2023.1.1) (A)	外国人人口 (2022.12.31) (B)	外国人割合 (B/A)
1	北海道	勇払郡占冠村	1,394	339	24.32%
2	群馬県	邑楽郡大泉町	41,729	8,552	20.49%
3	東京都	新宿区	346,279	41,228	11.91%
4	長野県	南佐久郡川上村	3,806	435	11.43%
5	長野県	南佐久郡南牧村	3,035	346	11.40%
6	北海道	虻田郡倶知安町	15,636	1,717	10.98%
7	北海道	虻田郡留寿都村	1,886	204	10.82%
8	埼玉県	蕨市	75,282	7,879	10.47%
9	東京都	豊島区	288,704	29,485	10.21%
10	岐阜県	美濃加茂市	57,220	5,842	10.21%
11	茨城県	常総市	61,562	6,214	10.09%
12	沖縄県	国頭郡恩納村	11,298	1,116	9.88%
13	北海道	虻田郡二セコ町	5,088	499	9.81%
14	北海道	余市郡赤井川村	1,106	106	9.58%
15	三重県	桑名郡木曾岬町	5,994	540	9.01%
16	東京都	荒川区	216,814	19,479	8.98%
17	岐阜県	可児市	100,612	8,827	8.77%
18	愛知県	高浜市	49,154	4,271	8.69%
19	愛知県	碧南市	72,645	6,160	8.48%
20	長野県	北安曇郡白馬村	8,782	725	8.26%

○外国人人口増加率上位20市区町村(2017年→2022年)

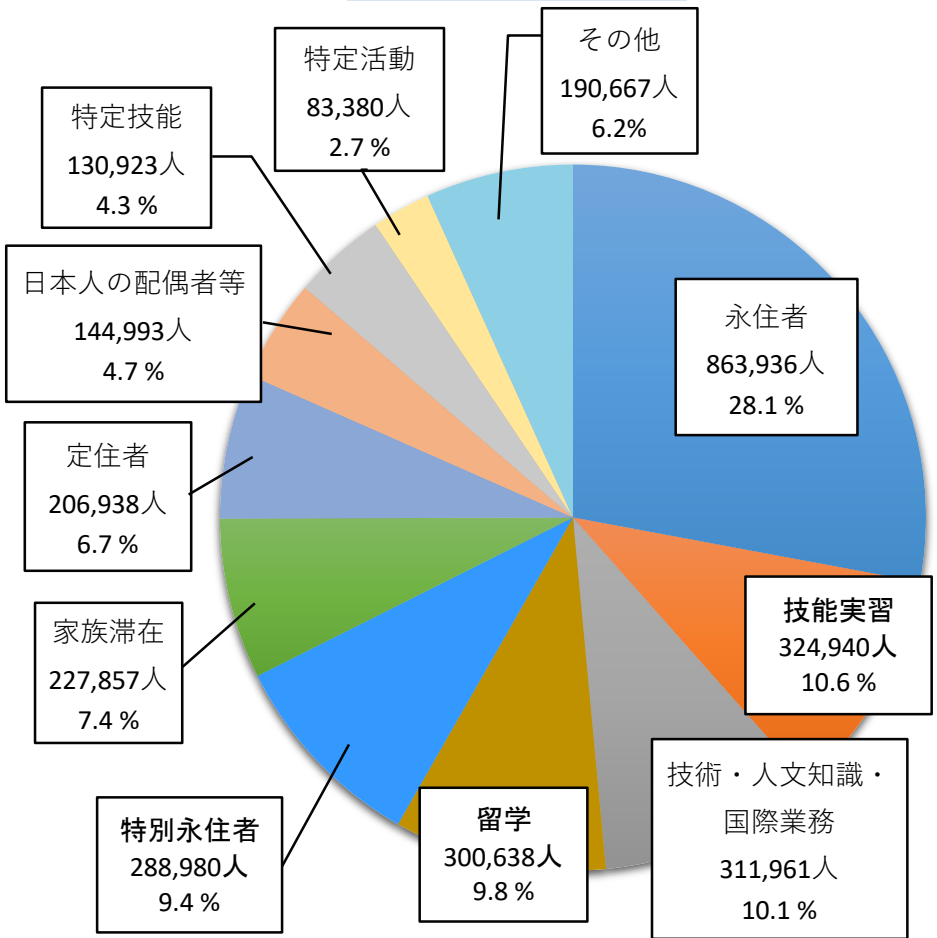
(単位:人)					
順位	都道府県	自治体名	外国人人口 (2017.12.31) (A)	外国人人口 (2022.12.31) (B)	外国人増加率 (B/A-1)
1	熊本県	菊池市	430	1,007	134.19%
2	京都府	八幡市	1,085	2,184	101.29%
3	大分県	中津市	1,084	2,166	99.82%
4	京都府	木津川市	545	1,082	98.53%
5	北海道	苫小牧市	539	1,039	92.76%
6	沖縄県	糸満市	551	1,062	92.74%
7	福岡県	糸島市	874	1,613	84.55%
8	大阪府	富田林市	1,122	2,042	82.00%
9	大阪府	貝塚市	745	1,309	75.70%
10	兵庫県	三木市	1,316	2,300	74.77%
11	香川県	坂出市	720	1,244	72.78%
12	香川県	観音寺市	637	1,089	70.96%
13	三重県	名張市	672	1,144	70.24%
14	愛知県	津島市	1,253	2,133	70.23%
15	栃木県	日光市	821	1,378	67.84%
16	群馬県	渋川市	649	1,076	65.79%
17	宮崎県	都城市	1,119	1,845	64.88%
18	千葉県	山武市	1,036	1,700	64.09%
19	群馬県	富岡市	631	1,035	64.03%
20	福岡県	春日市	690	1,131	63.91%

※全人口は住民基本台帳、外国人人口は在留外国人統計に基づくもの。

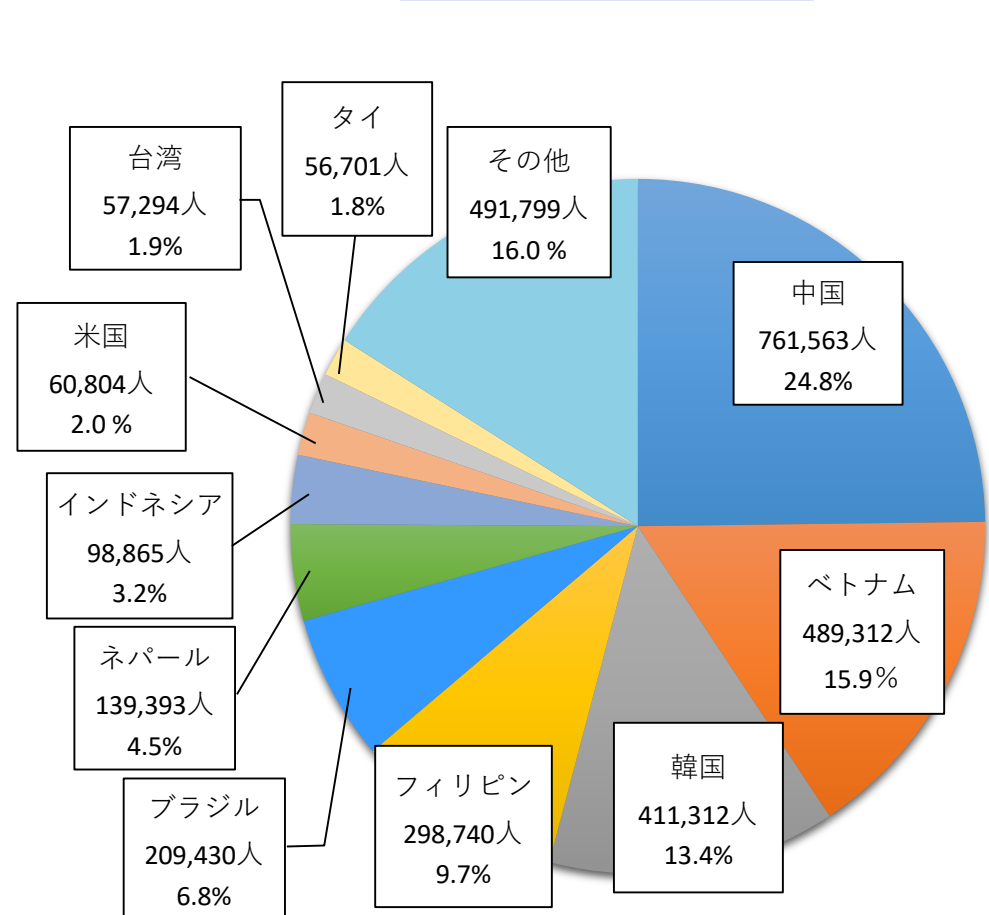
※外国人人口増加率については、在留外国人統計で2022年12月末時点において外国人人口1,000人以上の市区町村を対象としている。

在留外国人数（総数） 307万5,213人

在留資格別



国籍・地域別



就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

特定技能制度の概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

特定技能1号：特定産業分野(*)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

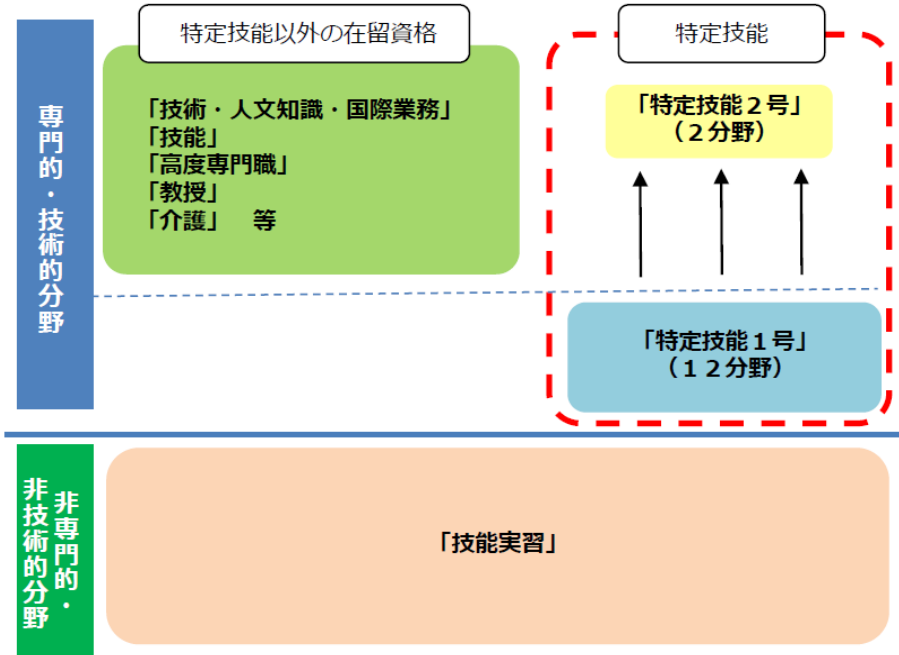
- ・ 在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：通算で上限5年まで
- ・ 家族帯同：基本的に認めない

特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

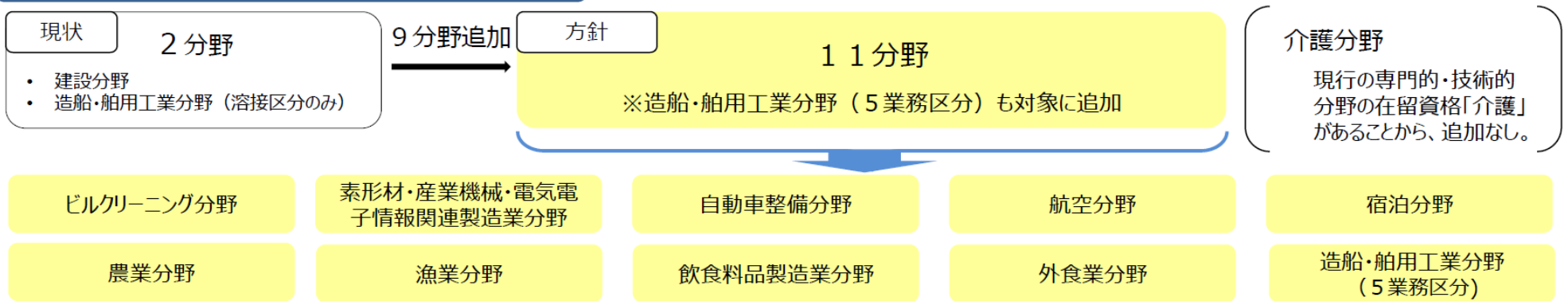
- ・ 在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：更新回数に制限なし
- ・ 家族帯同 要件を満たせば可能（配偶者、子）

(*) 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、**建設、造船・船用工業**、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
 （特定技能2号は赤字の2分野のみ受入れ可）

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能2号対象分野追加の方針（6月9日閣議決定）



① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての3つの視点（ビジョン）

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人々が安全安心に暮らすことのできる外国人との共生社会の実現に資するものとする

見直しに当たっての4つの方向性

- 1 技能実習制度を、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に日本が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

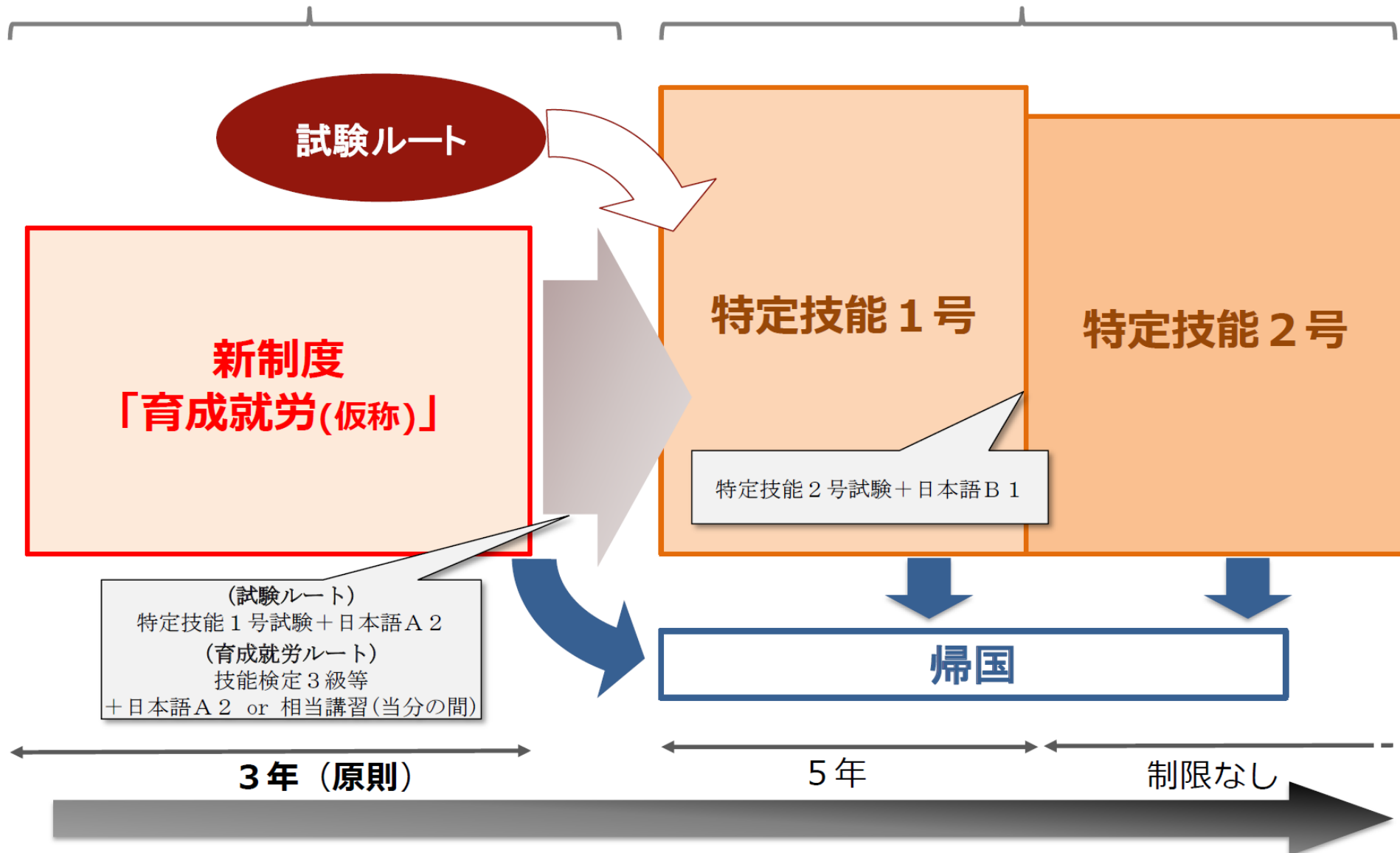
留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度・特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないように、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないように、きめ細やかな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業においても、人材確保が図られるように配慮すること

(R5.11.15 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 (第15回) 資料)

人材確保+人材育成

特定産業分野における人材確保



「地域における多文化共生推進プラン」の概要

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生^(注)」の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂 ※改訂に当たって有識者による研究会を開催

総務省において、地方公共団体が改訂後のプランを参照し、地域の実情を踏まえた「多文化共生に係る指針・計画」の策定・見直し等を行い、もってより一層の多文化共生施策を推進するよう依頼 (令和2年9月10日総行国第100号総務省自治行政局国際室長通知)

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

旧プラン (2006年)

[施策]

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化
日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住	教育
労働環境	医療・保健・福祉
防災	

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発
外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備
地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

[施策]

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備
日本語教育の推進 生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保	適正な労働環境の確保	災害時の支援体制の整備
医療・保健サービスの提供	子ども・子育て及び福祉サービスの提供	
住宅確保のための支援	感染症流行時における対応	

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備 地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況（令和5年4月現在）

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況を都道府県、市区町村別にみると、

- 都道府県、指定都市及び特別区においては、全自治体で策定済
- 市（指定都市除く）においても、8割弱の自治体で策定済
- 町村においては、約7割の自治体で未策定

（団体数、％）

回答	都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村	計
策定している	47 (100%)	20 (100%)	592 (77%)	23 (100%)	247 (33%)	29 (16%)	958 (54%)
1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	20 (43%)	9 (45%)	111 (14%)	11 (48%)	6 (1%)	0 (0%)	157 (9%)
2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	16 (34%)	7 (35%)	52 (7%)	1 (4%)	7 (1%)	0 (0%)	83 (5%)
3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	11 (23%)	4 (20%)	429 (56%)	11 (48%)	234 (31%)	29 (16%)	718 (40%)
策定していない	0 (0%)	0 (0%)	180 (23%)	0 (0%)	496 (67%)	154 (84%)	830 (46%)
4.策定していないが、今後策定の予定がある	0 (0%)	0 (0%)	13 (2%)	0 (0%)	2 (0%)	1 (1%)	16 (1%)
5.策定しておらず、今後策定の予定もない	0 (0%)	0 (0%)	167 (22%)	0 (0%)	494 (66%)	153 (84%)	814 (46%)
計	47 (100%)	20 (100%)	772 (100%)	23 (100%)	743 (100%)	183 (100%)	1788 (100%)

（注）令和5年4月総務省自治行政局国際室調査による。（令和5年4月1日現在）

（注）回答率100%

地域における多文化共生施策の推進について

○総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しているほか、全国の多文化共生に係る取組の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策を促進。

地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

○外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

【具体的な施策】

(1) コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

具体的な事例

(1) コミュニケーション支援(17)

- ①一元相談窓口の開設・運営 等(9)
- ②日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出 等(6)
- ③生活設計支援冊子の作成 等(2)

(2) 生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保険サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

具体的な事例

(2) 生活支援(53)

- ①就学前教室 等(12)
- ②技能実習生の受入環境の整備 等(9)
- ③災害時防災リーダーの養成 等(11)
- ④医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及 等(5)
- ⑤外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成 等(7)
- ⑥多言語対応が可能な不動産業者の紹介 等(3)
- ⑦動画を活用した情報発信 等(6)

(3) 意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

具体的な事例

(3) 意識啓発と社会参画支援(12)

- ①外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催 等(7)
- ②多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり 等(5)

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職支援

具体的な事例

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)

- ①観光分野における外国人住民の取組 等(4)
- ②大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結 等(5)

【多文化共生施策の推進体制の整備】

- (1) 地方公共団体の体制整備
- (2) 地域における各主体との連携・協働

具体的な事例

(5) 多文化共生施策の推進体制の整備(6)

- (1) 多文化共生に係る連携体制の整備 等(3)
- (2) 広い主体と連携した指針・計画の策定 等(3)

多文化共生事例集（令和3年度版）

○改訂したプランを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等に対応している新たな取組事例を入れて、令和3年8月に公表

【主な掲載事例】 () は事例の数



▲外国人相談窓口の様子



▲外国人防災リーダー養成研修の様子



▲アートプロジェクト(ワークショップ)の様子



▲外国人住民が運営する会社による農業体験ツアーの様子



▲県と町が共催する「地域日本語教室」の様子

→ 引き続き、地域の実情を踏まえて多文化共生施策を推進するよう地方公共団体に依頼

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和5年6月9日関係閣僚会議決定)等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

<地方単独事業分>

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器(タブレット端末等)の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費(旅費等)、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

<国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金(法務省所管)を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10/10、運営費1/2(R5当初予算 11億円)	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○文化芸術振興費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)(文化庁所管)に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2(R5当初予算 6億円)	(市町村分) 特別交付税措置

- 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費※を措置(県分・市町村分)
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等
 (R5措置額 標準団体当たり 県分：170万円、市町村分：400万円)

災害時における外国人住民への支援（国際室の取組）

1. 地方自治体への要請・情報提供

○多文化共生推進プラン

地方自治体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定（H18策定、R2改訂）。

プランにおいては、「**災害時の支援体制の整備**」を生活支援に係る柱の一つとして策定時より位置づけている。

更に、令和2年度の改訂により、**外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備等、内容の大幅な充実・具体化**を図り、地方自治体に対し、**体制整備を要請**。

○多文化共生事例集

地方自治体が改訂後のプランに基づき多文化共生の推進に取り組む上で参考となるよう、全国の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成（R3.8）。災害時の支援体制の整備についても、防災訓練・研修への外国人の参加や外国人防災リーダーの養成等の11事例を紹介。

多文化共生推進プラン（災害関係の柱立て）

（2）生活支援

③災害時の支援体制の整備

- ア. 外国人に関する防災対策の推進
- イ. 多言語支援のための応援体制の整備
- ウ. 外国人住民の所在把握
- エ. 自主防災組織等への外国人住民の参画促進
- オ. 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用
- カ. **外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備**
- キ. 避難所における外国人被災者の感染症対策

2. 外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備

○災害多言語支援センター及び災害時外国語支援情報コーディネーター

災害時には、都道府県や政令指定都市等では、地域国際化協会等と連携して災害多言語支援センターを設置。

同センターは、災害時外国語支援情報コーディネーターを中心として、避難所等にいる外国人被災者からの多言語でのニーズ聴取及び自治体へのニーズ伝達、被災者のニーズと自治体からの情報とのマッチング、被災者のニーズに対応するための避難所等へのアドバイス、SNSや外国人コミュニティ等を通じた多言語での情報提供等を行う。

○災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

総務省では、全ての都道府県及び指定都市に災害時外国人支援情報コーディネーターが配置されるよう、平成30年度から養成研修を実施。全国で172名（令和5年7月現在）。養成に要する経費は特別交付税により措置。

3. 地方財政措置

○災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費（特別交付税措置（都道府県分・市町村分））（R2～）

対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等

（参考）クリアによる支援

- ・災害時多言語表示シート、災害時の多言語支援のための手引き等のツールの提供
- ・災害時に外国人支援に従事する関係者向けの研修・訓練
- ・災害時の外国人支援に係る地域国際化協会間の広域的な相互支援の枠組みづくり 等

多言語翻訳技術の研究開発

➤ 総務省・NICTにおける多言語翻訳技術の研究開発により、訪日・在留外国人対応等を想定した**17言語の逐次翻訳**において、**実用レベルの翻訳精度** (TOEIC900点相当) を実現。更に、**2024年度までに重点対応言語を21言語に拡大**することを目指す。



対応言語(31言語)

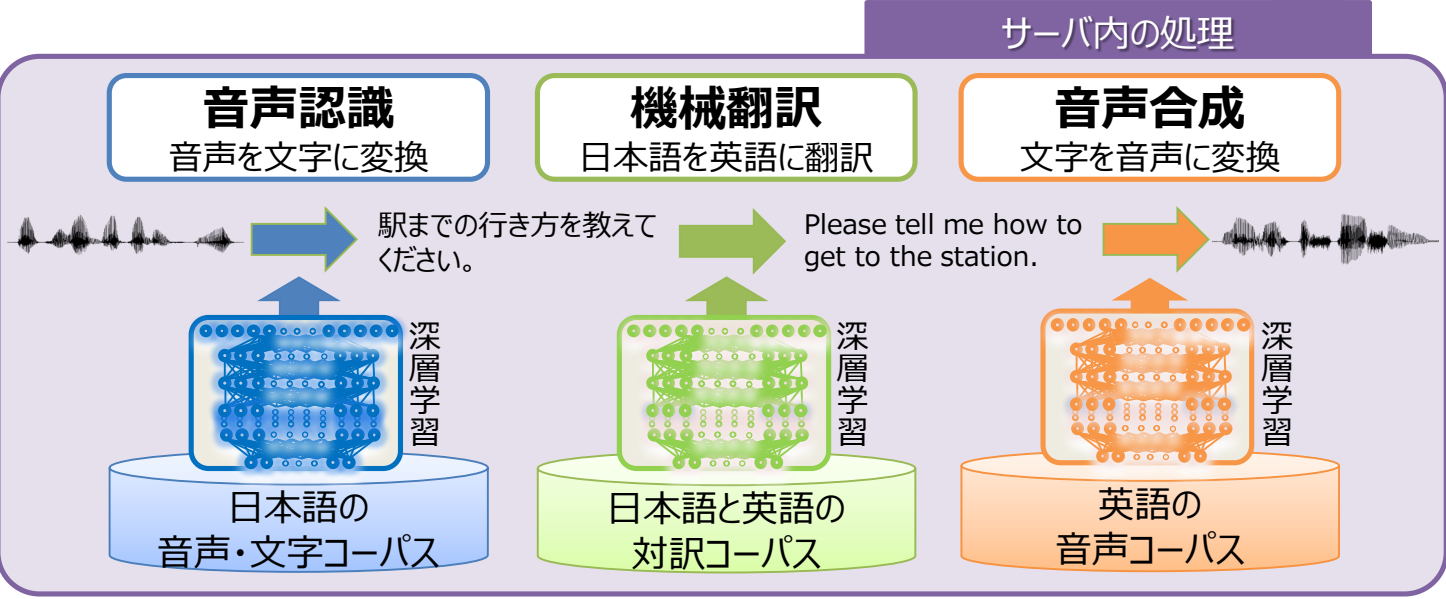
重点対応言語 (実用レベル)
訪日・在留外国人対応等を想定した**17言語**

日本語	スペイン語
英語	ブラジルポルトガル語
中国語	フィリピン語
韓国語	アラビア語
タイ語	イタリア語
インドネシア語	ドイツ語
ベトナム語	ヒンディ語
ミャンマー語	ロシア語
フランス語	

クメール語 ネパール語 モンゴル語
(研究開発を通じて2024年度までに重点化)

ウクライナ語
(研究開発を通じて2023年度までに重点化)

ウルドゥ語 オランダ語 シンハラ語
デンマーク語 トルコ語 ハンガリー語
ポーランド語 ポルトガル語 マレー語 ラオス語



ボイストラ(VoiceTra)アプリ

App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう

救急現場における多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の利用

- 多言語音声翻訳アプリを利用することにより、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して、円滑なコミュニケーションを図ることが可能となる。
- 消防庁消防研究センターと国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が救急隊用に開発した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」は、使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録しており、外国語による音声と画面の文字によりコミュニケーションを行う。
- 救急ボイストラは、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和5年1月1日現在、723本部中683本部(94.5%)が導入。

※ 令和元年度より、多言語音声翻訳アプリも利用できるタブレット型情報通信端末等の救急自動車への配備に要する経費を普通交付税措置。
⇒常備消防費の救急業務費に、「ICT推進(タブレット端末の配備等)費用」として、人口10万人規模の標準団体あたり263千円(令和4年度)を措置。

救急ボイストラの特徴



救急ボイストラ導入状況 (令和5年1月1日現在)

都道府県	消防本部数	導入本部数	導入率	都道府県	消防本部数	導入本部数	導入率
北海道	58	56	96.6%	滋賀	7	7	100.0%
青森	11	11	100.0%	京都	15	15	100.0%
岩手	12	12	100.0%	大阪	26	26	100.0%
宮城	11	11	100.0%	兵庫	24	24	100.0%
秋田	13	13	100.0%	奈良	3	3	100.0%
山形	12	12	100.0%	和歌山	17	16	94.1%
福島	12	11	91.7%	鳥取	3	3	100.0%
茨城	24	24	100.0%	島根	9	9	100.0%
栃木	12	12	100.0%	岡山	14	13	92.9%
群馬	11	11	100.0%	広島	13	13	100.0%
埼玉	27	27	100.0%	山口	12	11	91.7%
千葉	31	30	96.8%	徳島	13	13	100.0%
東京	5	5	100.0%	香川	9	9	100.0%
神奈川	23	22	95.7%	愛媛	14	13	92.9%
新潟	19	16	84.2%	高知	15	12	80.0%
富山	7	6	85.7%	福岡	24	21	87.5%
石川	11	9	81.8%	佐賀	5	5	100.0%
福井	9	6	66.7%	長崎	10	9	90.0%
山梨	10	6	60.0%	熊本	12	8	66.7%
長野	13	13	100.0%	大分	14	12	85.7%
岐阜	20	20	100.0%	宮崎	10	10	100.0%
静岡	16	15	93.8%	鹿児島	20	20	100.0%
愛知	34	30	88.2%	沖縄	18	18	100.0%
三重	15	15	100.0%	全体	723	683	94.5%

- 救急隊用46の定型文の対応言語は15種類※
- 聴覚障害者とのコミュニケーションにも活用可能

※ 定型文対応言語

英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語、ブラジルポルトガル語

災害時多言語表示シート

災害時多言語表示シート：災害時に避難所や公共交通機関等で掲示する情報掲示シート

▶ クリアホームページから誰でも簡単操作で活用可能

▶ やさしい日本語を含む13言語対応

(※) 英語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、中国語（簡体字・繁体字（別個に選択可能））、韓国・朝鮮語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

▶ 2019年度に交通情報など訪日旅行者支援関連文例、気象情報文例も追加

▶ 全396文例（避難所内施設表示案内、医療、水道、トイレ、風呂、利用時間表示、電話関係、ゴミ、配給、

ライフライン復旧、交通情報、地震・気象情報、役所からの通知、規則事項、呼びか

け、訓練など）

災害時多言語表示シートSAMPLE

メッセージ番号：0310

（飲料水・食料・毛布）があります。

英語

(Drinking water/ food/ blankets) available .

ベトナム語

Có [(nước uống / thực phẩm / chăn mền)]

中国語（簡体字）

有（饮用水・食物・毛毯）

ミャンマー語

(သောက်စရာရေ၊ အစားအစာ၊ စခင်း)များရှိသည်

連絡先 ○○国際交流協会
○○こくさいこうりゅうきょうかい

住所 東京都千代田区麹町1-7

電話 03-△△△-△△△△
FAX 03-△△△-△△△△

【文例】

施設 避難所、受付、救護所、ボランティア受付

表題 案内、最新情報、生活の注意 外国語の情報がります 通訳がいます

避難所 無料で利用できます お祈りできるスペースがあります

医療 医師がいます 応急処置ができます

水道 この水は飲めません

トイレ このトイレは使えません

入浴 入浴時間： : ~ :

電話 ここで携帯電話の充電ができます

ゴミ 燃えるごみ、粗大ごみ、

配給 家族に 個です 食べるものは 時 分に配ります

地域情報 ガスの使える地域 以下の場所で入浴ができます

規則 靴をここで脱いでください 火気厳禁 消灯時刻

交通情報 交通が止まっています 現在、大幅に遅れています

気象 ~から避難勧告が出されました 大雨（土砂災害） 台風 高潮

2 JETプログラムを通じた地域活性化

JETプログラム ("The Japan Exchange and Teaching Programme")

事業概要

総務省、外務省、文部科学省、(一財)自治体国際化協会の協力の下、地方自治体等が、外国青年を招致して小・中・高での外国語教育や自治体での国際業務等に活用し、語学教育の充実や地域レベルの国際交流の進展を図る事業

- ① 昭和62年(1987年)の事業開始以来、37年間累計で世界78か国から約7万7千人を招致。世界最大規模の人的交流プログラム。
- ② 小学校での英語教育早期化や多文化共生・外国人住民への支援、海外販路開拓等の業務に有為な人材を供給。

◆ 職種別内訳

(1) ALT (外国語指導助手) : 5,355人

(Assistant Language Teacher)

- 教育委員会や学校(小・中・高)で、外国語教員等の助手として活躍するほか、地域の国際交流活動にも貢献。



授業の補助を行う
ALT(北海道)

(2) CIR (国際交流員) : 468人

(Coordinator for International Relations)

- 高い日本語能力を有する人材を選考し、地方自治体において国際交流関係業務に従事するほか、インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務にも従事。



海外旅行会社との商談
カナダ人CIR
(兵庫県豊岡市)

(3) SEA (スポーツ国際交流員) : 8人

(Sports Exchange Advisor)

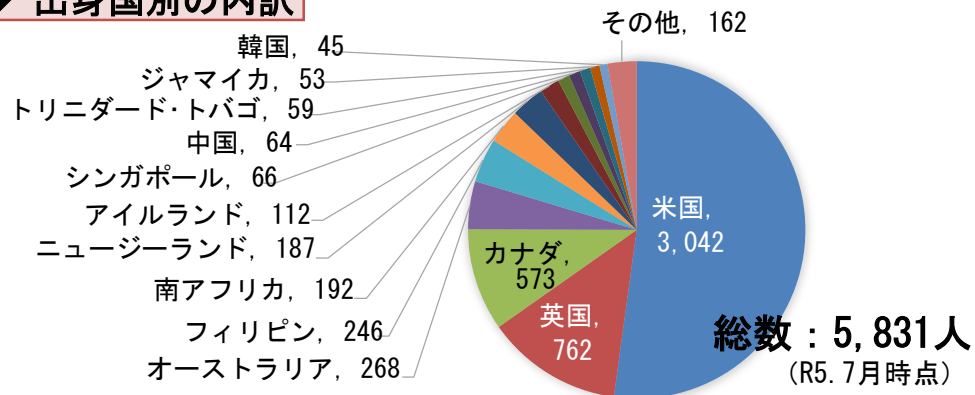
- スポーツを通じた国際交流活動に従事。

JETプログラムの任用期間は最長5年。
(任期は1年だが、最大4回まで再任用可能。)



サッカー少年団への指導
ドイツ人SEA(北海道東川町)

◆ 出身国別の内訳



◆ JET活躍事例ー盆栽の魅力発信でインバウンド誘致ー

(さいたま市CIR Harry Turtonさん)

- ハリー・タートン氏は、2021年にJETプログラムに参加し、英国から来日。さいたま市の国際交流員として、さいたま市大宮盆栽美術館にて、英・日での情報発信やインターナショナルギャラリーガイドの解説員等で活躍中。
- 「盆栽についてはほとんど知りませんでしたが、もう大ファンになりました」、「海外向けに、盆栽の情報と私の経験についてSNSで投稿していますので、大宮盆栽美術館の公式SNSを是非見てください！」



JETプログラム外国語指導助手（JET-ALT）活動事例集（概要）

策定の趣旨

- ・JETプログラムにより招致した外国語指導助手（JET-ALT）が、学校や地域の現場でどのような活動を通じて外国語教育の充実と国際交流の進展を図り、相互理解の増進や地域の国際化に貢献しているかについて取りまとめたもの。
- ・自治体や教育機関、現役のJET-ALT、今後JETプログラムへの参加を検討する外国青年等に対し、好事例を紹介し、JET-ALTの更なる活用や新規採用、JET-ALTによる新たな活動の創出、JETプログラムへの応募等を促す。

事例集の特徴

- ・掲載事例は、①指導方法の工夫など学校における取組（17事例）と、②地域活性化や多文化共生など地域の国際化に資する取組（13事例）に大別。
- ・外国人住民の増加や多国籍化、教育現場におけるICTの利活用進展等の社会情勢の変化を踏まえ、特色ある取組を掲載。
 （例） デジタルツールを活用した取組、地域の防災に資する取組、英語以外の言語による取組、異文化理解に資する取組、地域の魅力発見・発信に資する取組、幅広い住民参加型の取組 など
- ・JET-ALT自身による投稿事例をコラム「現場のJET-ALTから」として掲載。
- ・それぞれの取組の特色を分かりやすくタグで示すとともに、工夫した点や苦労した点についても記載。

事例集(本体)

取組の主体			取組の対象				地域の国際化			特色ある取組				
JET-ALT	任用団体	CIR等との連携	児童・生徒				教員	住民	異文化理解	地域活性化	多文化共生	長期休業中の取組	配置の工夫	デジタルツールの活用
			未就学児	小学	中学	高校								



※日本語版に加え、英語版も作成。

（参考） ▶ JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme））

外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業。
 1987年のプログラム開始以来、参加者は累計で約7万7千人（2023年時点）の外国青年を招致。（2023年7月現在の参加者数：5,831人）

▶ JET-ALT（JETプログラムにより招致した外国語指導助手（Assistant Language Teacher））

教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事（5,355人）

※他にCIR（国際交流員）、SEA（スポーツ国際交流員）がある。

地域づくりの担い手として活躍するJET経験者

- 地域づくりの担い手増加のためには、その裾野を広げていく必要があり、その一つとして外国籍の方の更なる活用が考えられる。
- 例えば、既に外国籍の地域おこし協力隊員として151名が活躍中（R4年度。JET経験者を含む）。外国人ならではの目線を活用した情報発信、起業、インバウンドの受入れ等により外国籍の隊員の取組は高い評価を得ており、地域おこし活動に外国人を活用することの意義は大きい。
- このような人材の増加を図るため、選考によるスクリーニングを経ており、地方部で活躍する者が多く地元も比較的安心して雇用できるJET青年をはじめとした地域づくりに関心のある外国籍を担い手として育成・確保するための施策が重要。（徳島県では、国内での生活経験や地域でのコミュニケーション能力を有する外国人を募集するため、応募者については、JETプログラム終了者等を想定（徳島県への調査R5.4））

鉱山社宅を利用した県内最高評価のゲストハウス運営

レハン・ネルさん（南アフリカ出身・兵庫県朝来市）



- ・札幌市でALTとして勤務したのち、姫路市のALTであった双子の兄とともに地域おこし協力隊として朝来市へ移住した。
- ・朝来市が改修した鉱山社宅を利用し、ゲストハウスを運営。五右衛門風呂などのレトロな暮らしを体験でき、予約サイトにおいて県内で最も高い評価を得るゲストハウスのひとつとなっている。
- ・写真撮影の腕を活かして制作したPR動画も注目を集めた。
- ・任期終了後も朝来市で暮らすことを希望している。

外国人目線での地域資源の発掘と観光誘客

ベサニー・ジョンソンさん（カナダ出身・徳島県）



- ・佐那河内村でのALTの経験から、地域の魅力を海外に向けて発信することに携わりたいと思い、県の地域おこし協力隊に応募した。
- ・外国人目線で徳島県西部圏域の魅力を掘り起こし、海外に向けて情報発信を行うほか、ALTの経験を活かした観光イベント等での通訳業務や、FAMトリップのアテンドなどで活躍している。
- ・任期終了後も日本の情報を海外に発信する仕事を続けていきたいと考えている。

J E T 地域国際化塾について

J E T 地域国際化塾とは

- 地域で生活するJET青年が地域の国際化の取組に、より一層貢献できるようにすることに加え、より力強い「日本のサポーター」になって活躍してもらえよう、自治体・地域づくり関係者との交流の場である「JET地域国際化塾」を開催し、地域の優良事例やノウハウ等を通じた自治体・地域づくり関係者の想いを理解・共有できるようにする。
- また、自治体・地域づくり関係者においても、JET青年からの新たな視点を通じたグローバルな視点を持った地域活性化の取組が促進できるようにする。
- 参加人数 70～80名程度

JETプログラム参加者

地域への愛着心・日本理解の
深化、全国のJET参加者ネット
ワークでの成果の共有

地域の優良事例や
ノウハウ等の共有

自治体・地域づくり関係者

外国人の視点を踏まえた多様な
地域振興の実現

JETプログラム参加者（JET-OBを含む開催県内や他県の代表者）、
自治体・地域づくり関係者、各団体の国際・地域振興部局の職員、
学者、NPO法人 等



これまでの取組について

- H27年度からR5年度までに8回実施。JET青年による地域の魅力の発見・発信と地域活動への参加促進等をテーマに、各地域の特色に応じた講演・視察、グループディスカッションを実施。

第1回 石川県（H27年10月）、第2回 茨城県（H29年10月）、第3回 青森県（H30年11月）、第4回 宮崎県（R元年10月）、第5回 鳥取県（R2年12月）、第6回 兵庫県（R3年10月）、第7回 福井県（R4年10月）、第8回 山梨県（R5年11月）

- 第7回（福井県開催）テーマ「Intercultural Photo Walk ～写真で語ろう！多文化共生～」



地域の写真や動画の撮影を通して出身国と日本（福井県）の「違い」を認識・発見

【各地域の課題等を議論】

- ・外国人の視点での地域活性化に向けたアイデアや取組
- ・SNSを中心としたインターネットでの情報発信
- ・情報の多言語化や外国人の慣習に対応した食事の提供等多文化共生の推進
- ・地域おこし協力隊の活動をはじめとした地域活動

【効果】

- ・地域の魅力の再発見
- ・地域おこし協力隊をはじめとした各地域の地域づくり関係者の想いの共有
- ・JET青年の現在の居住地域にも取組を横展開
- ・JET青年が日本の地域社会との関わりを積極的に持つことにより、日本社会や日本人について理解を深め、帰国後も日本と母国との架け橋として活躍